

都道府県		市区町村名		I 令和7年度就学援助制度の実施について																																	
				1. 就学援助制度の周知方法																																	
				(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるもの全てに○)											(3) 就学援助（要保護・主要保護）の申請期間 (あてはまるもの1つに○)						(5) 就学援助（要保護・主要保護）の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)								(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまる全てに○)								(8) (7) のカの内容
				ア. 教育委員会のウェブサイトに掲載	イ. 自治体の広報誌等に掲載	ウ. 就学案内の冊子又は就学案内の冊子とともに配布	エ. 就学案内の冊子又は就学案内の冊子とともに配布	オ. 学校の入学説明会や就学援助制度の周知の機会を配布	カ. 入学説明会や就学援助制度の周知の機会を配布	キ. 毎年、就学案内の冊子又は就学案内の冊子とともに配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ. その他	ア. 申請締切を説明し、期間の申請の受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、各切符から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、随時申請を受け付けている	エ. 各学期申請締切を説明し、各学期から援助	オ. その他	ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校に提出	エ. 申請を希望する者が学校に提出	オ. 申請を希望する者が学校に提出	カ. 申請を希望する者が学校に提出	キ. 申請を希望する者が学校に提出	ク. 申請を希望する者が学校に提出	コ. 申請を希望する者が学校に提出	ア. 目につやすいタイムスや平面的な文面での使用	イ. 漢字にはフリガナを付ける	ウ. 援助対象となる年間所管の歴史等を記載	エ. 各年度の援助目録や年間所管の歴史等を記載	オ. 外国語の申請書を作成	カ. 外国語の申請書を作成	コ. その他			
19	19	17	16	7	4	14	10	19	0	0	4	4	0	0	19	0	0	4	1	14	0	0	0	1	2	2	1	3	10	11	14	2	2				
滋賀県	大津市	○	○	○		○		○			○	・幼稚園、保育園を通じて就学予定者に就学制度の書類を配布している。 ・前年に申請書の提出があった世帯へ教育委員会から申請書を送付している。			○					○				○	・申請を希望する者が市役所の支所（市内36箇所）に提出 ・申請を希望する者が郵送で教育委員会に提出			○	○	○							
滋賀県	彦根市	○	○	○		○	○	○							○					○				○	市の電子申請システムを使って提出					○	○	○	外国籍の保護者向けに、多言語（英語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語）の案内文書を作成している。				
滋賀県	長浜市	○	○	○		○		○							○					○									○	○	○						
滋賀県	近江八幡市	○	○			○	○	○	○						○					○								○		○	○						
滋賀県	草津市	○	○			○	○	○	○						○					○										○	○						
滋賀県	守山市	○	○			○		○							○					○							○		○	○							
滋賀県	栗東市	○	○	○		○	○	○							○					○			○						○	○	○	○	目立つように色紙で案内チラシを作成				
滋賀県	甲賀市	○		○	○		○	○							○					○										○							
滋賀県	野洲市	○	○			○		○							○					○								○		○							
滋賀県	湖南市	○		○		○	○	○							○					○								○	○	○	○						
滋賀県	高島市	○	○				○	○							○					○											○						
滋賀県	東近江市	○	○			○		○							○					○									○								
滋賀県	米原市	○	○			○	○	○							○					○									○	○	○						

都道府県		市町村名称		I 令和7年度就学援助制度の実施について																																										
				1. 就学援助制度の周知方法																																										
				(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるもの全てに○)											(3) 就学援助（要保護・主要保護）の申請期間 (あてはまるもの1つに○)					(5) 就学援助（要保護・主要保護）の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)									(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまる全てに○)																	
				ア. 教育委員会のウェブサイトにて制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の冊子に就学援助制度の掲載とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ. 学校説明会にて就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の連続した就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生活している世帯へ案内を送付	コ. その他	ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や設定月以降から援助	エ. 各学期で申請締切を設定し、各学期開始から援助	オ. その他	ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校に提出	エ. 申請の希望がかわらず、全員が学校に提出	オ. 申請の希望がかわらず、全員が教育委員会に提出	カ. 申請の希望がかわらず、全員が学校に提出	キ. 就学援助システムを使って提出	ク. その他			ア. 目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる年間の目標の目安等を記載	エ. 各年度の援助額や年間総援助額の記載	オ. 外国語の申請書を作成	カ. その他												
19	19	17	16	7	4	14	10	19	0	0	4	4					0	0	19	0	0	0					4	1	14	0	0	0	1	2	2		1	3	10	11	14	2	2			
滋賀県	日野町	○	○	○			○	○			○	児童扶養手当の申請・相談時に教育委員会窓口への案内依頼			○																		○													
滋賀県	竜王町	○	○		○	○		○			○	保護者向け専用アプリで案内			○			○																○	○											
滋賀県	愛荘町	○						○			○	小学校新1年生へ案内を個別送付した			○			○																○												
滋賀県	豊郷町		○				○	○						○				○																○												
滋賀県	甲良町		○					○	○					○				○																												
滋賀県	多賀町	○	○			○		○						○				○																												

[illegible]

		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																				4. 就学援助率				
		(1) 令和7年度当初における主要保護の認定基準 (該当するものを全てに○)																		(2) (1)で ソ、タ又は チに○をし た場合、生 活保護基準 額等に掛け る係数(倍 率)	(3) (1)で ツ に○をした 場合、市区 町村民税課 税最低限度 額に掛ける 係数(倍 率)	(4) (1)でトと回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	令和6年度		
																				係数(倍 率)	係数(倍 率)				倍	倍
都道府県	市区町村名	ア 生活保 護法に基づ く保護の停 止または廃 止	イ 市区 町村民税 の非課税	ウ 市区 町村民税 の減免	エ 国民 年金保険 料の免除	オ 国民 健康保険 法の保険 料の減免 または徴 収の猶予	カ 児童 扶養手当 の支給	キ 保護 者が職業 安定所登 録労働者	ク PTA 会費、学 校納付金 の減免が 行われて いる者	ケ 個人 の事業税 の減免	コ 固定 資産税の 減免	サ 学校 納付金の 滞り、経 済的負担 が重い者 または学 用品、通 学用品等 に不自由 している 者等	シ 経済 的な理由 による欠 席日数が 多い者	ス 保護 者の職業 が不安定 で、生活 状況が悪 いと認め られる者	セ 生活 福祉資金 による貸 付け	ソ 生活 保護の基 準額に一 定の係数 を掛けた もの(生 活保護の 基準額が 変わると 自動的に 要件が変 わるもの (例：生 活保護の 1.3倍、 1.5倍等) (係数(倍 率)を (4)に 記入して ください。)	タ 生活 保護の基 準額に一 定の係数 を掛けた もの(生 活保護の 基準額に 一定の係 数を掛け たもの(例 ：課税最 低限度額 の1.0倍、 1.5倍等) (係数(倍 率)を(4) に記入し てください。)	チ 特別 支援教育 就学援助 費の必要 額測定に 用いる保 護基準額 、又は同 基準額に 一定の係 数を掛け たもの(例 ：課税最 低限度額 の1.0倍、 1.5倍等) (係数(倍 率)を(4) に記入し てください。)	ツ 市区 町村民税 (所得割 又は均等 割)課税 最低限度 額に一定 の係数を 掛けたもの (例：課 税最低限 度額の1.0 倍、1.5倍 等)(係数 および目 安額を(5) に記入し てください。)	テ 離職 や病気等 の理由に よって家 計が急変 した者	ト 他	その他	係数(倍 率)	係数(倍 率)	倍	倍
19	19	16	19	15	13	13	18	12	3	12	12	2	0	4	8	11	5	3	0	2	1	19	0	1	1	19
滋賀県	日野町	○	○	○	○	○	○			○	○							○				1				0
滋賀県	竜王町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○				○	1	教育委員会が給付する必要があると認めた者				0
滋賀県	愛荘町		○				○									○					1					0
滋賀県	豊郷町		○				○									○					1					0
滋賀県	甲良町	○	○	○			○									○					1					0
滋賀県	多賀町	○	○	○			○											○			1					0

[illegible]

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
19	19	0
滋賀県	大津市	
滋賀県	彦根市	
滋賀県	長浜市	
滋賀県	近江八幡市	
滋賀県	草津市	
滋賀県	守山市	
滋賀県	栗東市	
滋賀県	甲賀市	
滋賀県	野洲市	
滋賀県	湖南市	
滋賀県	高島市	
滋賀県	栗近江市	
滋賀県	米原市	

都道府県	市区町村名	
		6. その他
		就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
19	19	0
滋賀県	日野町	
滋賀県	竜王町	
滋賀県	愛荘町	
滋賀県	豊郷町	
滋賀県	甲良町	
滋賀県	多賀町	